

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年10月24日（平成30年（行情）諮問第471号）

答申日：平成31年3月11日（平成30年度（行情）答申第478号）

事件名：特定労働基準監督署が特定事業場に対して行った立入調査に基づいて作成された文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成29年特定月日A付 特定労働基準監督署が特定事業場に対して行った立入調査に基づいて作成された文書，回答書，資料など一切」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，長野労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成30年3月22日付け長野労働局開第37号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

アスベスト（石綿）による疾患は遅発性疾病であり，厚生労働省の「石綿ばく露作業による労災認定等事業場」公表によれば，アスベスト関連の労災認定は，アスベスト粉じんを直接発生させる労働によるものばかりではなく，建物にアスベストが使用された職場からのばく露による認定も100件を超えている。このことから，既にアスベスト関連疾患が発生し認定された職場において，同職場のアスベスト関連情報（使用の実態，劣化状況，改修工事等の情報）を当該労働者が確認する必要がある。今回請求した特定事業場の立ち入り調査は，並行して当時57歳であった当該事業場に勤務していた現役職員が，悪性胸膜中皮腫を発生する事案が発生，労災認定事案となっており，かつての当該事業場に勤務した同僚も不安な日々を過ごしている。また当該事業場は「石綿ばく露作業による労災認定事業場」にも公開されている事業場である。なお，当該（被災）労働者で

あったX氏は発症からわずか1年足らずの2018年特定月日に死亡に至っている。

法7条によれば、行政機関の長は開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、「公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる」としている。今回の開示請求人である特定非営利団体は現役職員労災事案の請求代理人であり、当該の立場と言える。遅発性疾病は、過去においてのばく露作業を周知しておくべきであり、そのためにも今回の立ち入り調査でどの部分に石綿が使用されているのかを明らかにすべきで、不開示となるとさらに被害の拡大化を免れない。

よって当該文書（行政文書）について個人情報や法人、違法な行為の発見を困難にするおそれのある情報が記載されているから不開示とするのは誤りである。

（添付書類）

- 1 平成29年特定月日B付特定労働基準監督署による被災労働者X氏の調査結果復命書の写し
- 2 被災労働者及び遺族から請求人に対する委任状の写し 各1通

（資料は省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

省略

2 補充理由説明書

法19条1項の規定に基づき、平成30年10月23日付け厚生労働省発基安1023第2号により諮問した平成30年（行情）諮問第471号に係る理由説明書について、その本文及び別表に誤りが認められたため、これらの全てについて、下記に掲げる本文及び別表に改める。（当該別表は省略。）

（1）本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成30年3月6日付け（同月9日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき「H29年特定月日付特定労働基準監督署が特定事業場に対して行った立入調査に基づいて作成された文書、回答書、資料など一切。」（以下「本件対象行政文書」という。）に係る開示請求を行った。

イ これに対し、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、平成30年6月18日付け（同月27日受付）で本件審査請求を提起したものである。

（2）諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において、法5条1号、2号イ、同

号口，6号柱書き，及び6号イの規定に基づき，その一部を不開示としたところであるが，不開示理由として，法5条4号を追加した上で，原処分で不開示とした部分のうち，下記（3）エに掲げる部分を新たに開示することとし，その余については，原処分を維持することが妥当であるとする。

（3）理由

ア 本件対象行政文書の特定について

本件対象行政文書は，特定労働基準監督署が特定事業場に対して行った立入調査に基づいて作成された文書，回答書，資料など一切であり，安全衛生指導復命書，安全衛生指導書，改善報告書及びその添付文書（別表に掲げる文書番号1ないし文書番号4の文書であり，以下，順に「対象文書1」ないし「対象文書4」という。）を本件対象行政文書として特定した。

イ 対象文書

（ア）安全衛生指導復命書

安全衛生指導復命書とは，庁外活動を伴う安全衛生業務を実施した際に作成するものである。

（イ）安全衛生指導書

個別指導などにおいて，事業場に安全衛生上の問題点が認められた場合に，改善すべき事項，具体的な改善内容・方法について必要な事項を記載し交付する文書である。

（ウ）改善報告書等

上記の安全衛生指導書において指導した改善事項について，改善状況を確認するための文書である。

ウ 不開示情報該当性について

（ア）法5条1号該当性について

別表に記載した情報のうち，対象文書2の10，29，33及び対象文書4の7の不開示部分には，本件に係る関係者氏名等，特定個人を識別する情報が記載されており，これら情報については，法5条1号に該当し，かつ，同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，不開示とすることが妥当である。

（イ）法5条2号イ該当性について

別表に記載した情報のうち，対象文書1の1，2，3，対象文書2の8，15，17，21，22，23，26，27，31，34，対象文書3の5，8，10及び対象文書4の1，2，4，5，8，9，11，12の不開示部分には，当該企業の特定事業場に関する情報が記載されている。これらを公にすることは，本件に係る特定事業場のノウハウを公にすることになり，結果，同業他社との間で

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法5条2号ロ該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の2、対象文書2の15、17、22、23、26、27、31、34及び対象文書4の2、4、5、8、9の不開示部分には、行政機関が行政指導により、非公開を前提、若しくは監督指導以外の目的で使用しないとの条件で提出を求めた文書や、収集した情報が記載されている。本件のこれら情報は法5条2号ロの「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当するため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 法5条4号該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書2の10及び21、並びに対象文書3の5の不開示部分には、受領者の筆跡及び社印が記載されており、公にすることにより、偽造悪用されるなど、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(オ) 法5条6号柱書き該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の2、3、6、7、対象文書2の8、14、22、23、対象文書3の8及び対象文書4の11、12の不開示部分には、当該事業所への立ち入り調査の経緯など、労働基準行政機関が行う事務に関する情報が記載されている。これらを公にすることは、当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(カ) 法5条6号イ該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の2、3、6、7、対象文書2の8、14、22、23、対象文書3の8、対象文書4の11、12の不開示部分には、当該事業所への具体的な指導内容等が記載されている。これらを公にすることは、労働基準監督機関の法令違反等に伴う措置基準が明らかとなり、検査などに関し、違法な行為の発見を困難にするおそれがあり、法5条6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 新たに開示する部分について

別表に記載した情報のうち、原処分において不開示とした対象文書1の4～5、8、対象文書2の1～7、9、11～13、16、18～20、24、25、28、30、32、対象文書3の1～4、

6～7, 9, 及び対象文書4の3, 6, 10については, 法5条各号に定める不開示情報に該当しないため, 新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は, 審査請求書の中で原処分は誤りと主張し, その理由として「法7条によると, 法5条で開示が禁止されている情報についても, 公益上の理由から行政機関の長の行政的判断により裁量的開示が可能である」などと主張している。しかし, 原処分の不開示部分が法5条1号, 2号イ及びロ, 4号, 6号柱書き及びイに該当し, これを開示することにより, 不開示とすることより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められない。

また審査請求人は, 現役職員の労働災害事案の請求代理人の立場から不開示部分の開示を求めているが, 法は何人にも平等に適用されるものであり, 立場によって開示部分に変更されることはない。

なお, その他の不開示情報該当性については, 上記(3)ウで示したとおりであることから, 審査請求人の主張は認められない。

(5) 結論

以上のとおり, 本件審査請求については, 不開示理由として, 法5条4号を追加した上で, 原処分で不開示とした部分のうち, 上記(3)エに掲げる部分については新たに開示し, その余の部分については, 原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は, 本件諮問事件について, 以下のとおり, 調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-----------------|
| ① | 平成30年10月24日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月15日 | 審議 |
| ④ | 平成31年2月5日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑤ | 同月20日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年3月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書について, 処分庁は, その一部を法5条1号, 2号イ及びロ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とする決定を行ったが, 審査請求人は, 本件対象文書の不開示部分の開示を求めている。

諮問庁は, 諮問に当たり, 原処分で不開示とした部分のうち, 一部を新たに開示することとしているが, その余の部分については, 法の適用条項に同条4号を追加し, 法5条1号, 2号イ及びロ, 4号並びに6号柱書き及びイに該当するとして, なお不開示とすべきとしていることから, 本件

対象文書を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の5欄に掲げる部分

ア 通番22

当該部分は、改善報告書の指導事項等に係る表の外の記載であり、改善状況を確認できる写真の添付の有無を問う部分にすぎないことから、これを公にしても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

イ 通番31

当該部分には、指導年月日並びに指導対象事業場の業種及び名称が記載されているが、諮問庁が新たに開示することとしている本件対象文書の33頁の情報の一部と同様の内容であり、これを公にしても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準監督機関が行う安全衛生指導に関する指導・調査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められないことから、法5条2号イ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分

ア 法5条1号該当性について

(ア) 通番16及び通番18

当該部分のうち、通番16は、特定個人の氏名、所属、従事期間及び健康被害が記載されており、通番18は、これに加えて、所属先の所在地が記載されている。

当該部分は、全体として、それぞれの個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、また、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

法6条2項の部分開示の可否について検討すると、氏名は個人識別部分であり、その余の部分は、特定事業場等の職員等一定の関係者にとっては、当該個人が特定されるおそれがあることから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番27

当該部分は、特定事業場の担当者の職氏名であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められず、また、個人識別部分であることから法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条1号及び4号該当性について

通番7は、安全衛生指導書の受領者である特定事業場の担当者の職氏名であり、上記ア（イ）と同様の理由により、法5条1号に該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条2号イ該当性について

通番1は、特定事業場の労働者の性別、派遣、パート、有期契約、年少者、外国人、障害者などの人数及び合計数であり、通番22は、改善報告書のうち改善状況の確認に関する記載の一部であり、通番23は、特定事業場で使用する物品に関する資料であり、いずれも、特定事業場の内部情報であるから、これを公にすると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法5条2号イ及び4号該当性について

通番11及び通番20は、特定事業場の印影であり、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められることから、これを公にすると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法5条2号イ並びに6号柱書き及びイ該当性について

（ア）通番30及び通番31

当該部分は、特定労働基準監督署が安全衛生指導に関して検討した内容の記載であり、これを公にすると、特定労働基準監督署の労働安全衛生管理に係る調査手法・内容、着眼点等が明らかとなることから、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められ、法5条6号イに該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（イ）通番3、通番6及び通番21

通番 3 は、安全衛生指導復命書の「違反法条項・指導事項等」欄、通番 6 は、安全衛生指導書の「項目」欄及び「指導事項」欄、通番 21 は、改善報告書の「指導事項」欄及び「改善内容」欄の各記載である。本件事案は事業場名を特定した上で、開示請求がなされていることから、これらが公になると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法 5 条 2 号イに該当し、同条 6 号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 法 5 条 2 号イ及びロ該当性について

通番 9、通番 10、通番 14、通番 15、通番 17 及び通番 19 は、安全衛生指導書の添付資料に、通番 24 ないし通番 26、通番 28 及び通番 29 は、改善報告書の添付資料にそれぞれ記載された特定事業場における特定の場所の図、写真、詳細な建物配置図、特定の作業の実施状況、内部の連絡文書等であり、いずれも、特定事業場の内部情報であるから、上記ウと同様の理由により、法 5 条 2 号イに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 法 5 条 2 号イ及びロ並びに 6 号柱書き及びイ該当性について

(ア) 通番 2 は、安全衛生指導復命書の「参考事項・意見」欄（続紙を含む。）の記載であり、特定労働基準監督署の担当官が行った特定事業場への立入り調査の結果や指導した内容等が記載されていることが認められることから、上記オ（ア）と同様の理由により、法 5 条 6 号イに該当し、同条 2 号イ及びロ並びに 6 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 12 及び通番 13 は、特定事業場が特定労働基準監督署へ提出した書類に記載された特定事業場の内部情報であることから、上記ウと同様の理由により、法 5 条 2 号イに該当し、同条 2 号ロ並びに 6 号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ク 法 5 条 6 号柱書き及びイ該当性について

通番 4 及び通番 5 は、安全衛生指導復命書の上部右肩の不開示部分、「完結区分」、「指導種別」、「安全衛生指導重点対象区分」、「署長判決」及び同復命書続紙の「指導種別」であり、通番 8 は、特定労働基準監督署が特定事業場に求めた調査事項であり、上記オ（ア）と同様の理由により、法 5 条 6 号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書において、本件不開示部分は、法 7 条に規

定する公益上特に必要のある事項に該当し、裁量的に開示すべき旨主張するが、上記2(2)のとおり、不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当であると判断した部分について、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

処分庁は、本件開示請求を受けて特定した文書名として、本件開示請求書の「1 請求する行政文書の名称等」欄と同一の文書名を開示決定通知書に記載した上で、本件対象文書を一部開示したものであるが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した文書名として理由説明書(上記第3の2(3)イ(ア)ないし(ウ))に掲げる文書の名称を記載すべきであったのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及びロ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号、2号イ及びロ、4号並びに6号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び6号イに該当すると認められるので、同条2号ロ、4号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号イ及びロ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 対象行政文書		2 不開示部分		3 通番	4 不開示情報該当性（法5条該当号）						5 開示すべき部分	
番号	文書名	頁	該当箇所		1号	2号イ	2号ロ	4号	6号柱書き	6号イ		
1	安全衛生指導復命書	1	1	労働者数	1		○					
			2	参考事項・意見（続紙を含む。）	2		○	○		○	○	
			3	違反法条項・指導事項等	3		○			○	○	
			4	No. , 違反法条項・指導事項等, 是正期日・改善期日, 確認までの間の余白部分	—	新たに開示						
		5	面接者氏名	—								
		6	1～3以外の不開示部分	4						○	○	
		2	7	2以外の不開示部分	5					○	○	
		8	余白	—	新たに開示							
2	安全衛	3	1	資料の表	—	新たに開示						

生指導書			題								
		2	年月日	—							
		3	事業所名	—							
		4	役職・氏名	—							
		5	監督署名・担当者名	—							
		6	通知文	—							
		7	表の表題	—							
		8	項目・指導事項	6		○			○	○	
		9	受領年月日（項目名と日付）	—	新たに開示						
		10	受領者職氏名	7	○			○			
	4	1	文書番号・年月日	—	新たに開示						
		1	会社名・	—							
		2	役職・氏名								
		3	監督署名	—							
		1	不開示部分	8					○	○	
	5 ～ 6	1	不開示部分	9		○	○				
		1	図の表題	—	新たに開示						
	7	6									
1		不開示部分	10		○	○					
7	1	文書番号・年月	—	新たに開示							
8	1	文書番号・年月	—	新たに開示							

				日							
		1	9	監督署長名	—						
		2	0	事業所名・役職・氏名	—						
		2	1	社印	1 1		○		○		
		2	2	2 1 以外の不開示部分	1 2		○	○		○	○
		9	2	不開示部分	1 3		○	○		○	○
			2	右下の不開示部分	—	新たに開示					
		1	2	表題・表頭	—	新たに開示					
			2	不開示部分	1 4		○	○			
		1	2	不開示部分	1 5		○	○			
		1	2	表題・表頭	—	新たに開示					
			2	不開示部分	1 6	○					
		1	3	図の表題	—	新たに開示					
			3	不開示部分	1 7		○	○			
		1	3	表題・表頭	—	新たに開示					
			3	不開示部分	1 8	○					
		1	3	不開示部分	1 9		○	○			
3	改善報告書	1	1	表題	—	新たに開示					
		6	2	日付	—						

		～ 1 7	3	宛先	—										
			4	事業所名・住所・役職・氏名	—										
			5	社印	2 0		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>						
			6	通知文	—	新たに開示									
			7	表の表題	—										
			8	指導事項・改善内容	2 1		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
			9	改善完了期日	—	新たに開示									
			10	17頁の表の外の記載	2 2		<input type="checkbox"/>						1文字目 ないし1 5文字目		
			4	添付資料	1 8	1	不開示部分	2 3		<input type="checkbox"/>					
						1 9	2	不開示部分	2 4		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
2 0	3	会社名・事業所名			—	新たに開示									
	4	不開示部分			2 5		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
2 1	5	不開示部分			2 6		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
2 2	6	会社名・事業所名			—	新たに開示									
	7	役職・氏名			2 7	<input type="checkbox"/>									
	8	7以外の不開示部分			2 8		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
2 3 ～ 3	9	不開示部分			2 9		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							

		2										
		3 3	1 0	指導日・ 業種・事 業所名・ 日付・本 文の一部	—	新たに開示						
			1 1	不開示部 分	3 0		○			○	○	
		3 4 ~ 3 5	1 2	不開示部 分	3 1		○			○	○	3 4 頁 及 び 3 5 頁 の 右 肩 の 「 指 導 日 ・ 業 種 ・ 事 業 所 名 」